

【参考資料】

- P.1～P.6 介護予防給付利用者のケアプラン実態調査報告
- P.7～P.9 地域包括支援センター職員アンケート調査報告
- P.10～P.11 保健センター・介護予防センターによる訪問相談支援

1 介護予防給付利用者の ケアプラン実態調査報告

H27.10作成

調査目的・・・介護予防給付対象者のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用して
いる要支援者の現状を把握し分析することで、介護予防・日常生活支援総合事
業の各サービス類型の構築に繋げるために調査を実施。

調査方法・・・岡山市地域包括支援センターへのアンケート調査
(6か所 職員合計130人)

調査対象・・・介護予防給付サービスを利用している要支援者のうち、岡山市地域包括支援セン
ターが作成している1か月分(平成27年5月)
※居宅介護支援事業所作成(再委託)分は除く

調査期間・・・平成27年6月～7月

集計人数・・・2,148人

※要支援認定者数は10,288人(介護保険事業状況報告H27年5月分)

※要支援者の在宅サービス利用は約6,000人。今回の調査は、その内、地域
包括支援センター職員が直接プラン作成している約4割について実施(残りの約
6割は、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所にプラン作成を委託)

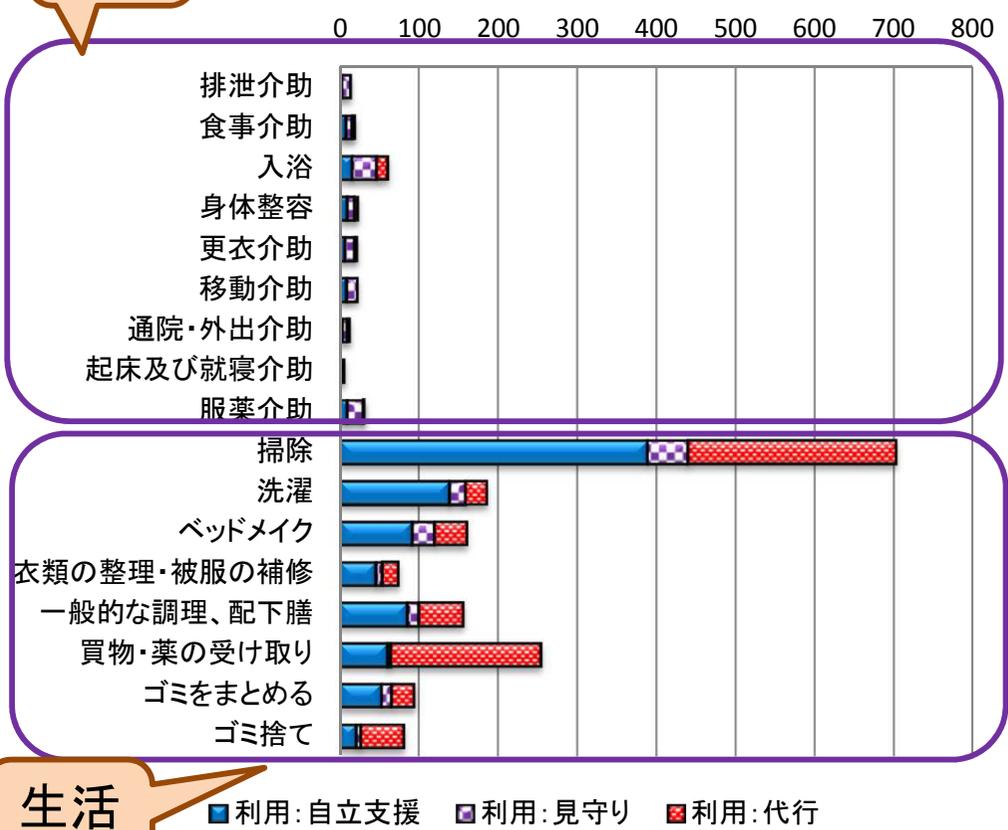
(1) 介護予防訪問介護の利用状況

○介護予防訪問介護利用者のうち、生活援助(掃除・洗濯)のみを利用している者は85%、それ以外の者は15%となっている。

身体
介護

図表1

介護予防訪問介護利用状況 【n=761】
(単位:件)



図表2

身体介護と生活援助の切り分け
(現状の介護予防訪問介護)

【n=723】 (単位:件)



※介護予防訪問介護の利用形態には

- ・身体介護のみ
- ・身体介護+生活援助
- ・生活援助のみ

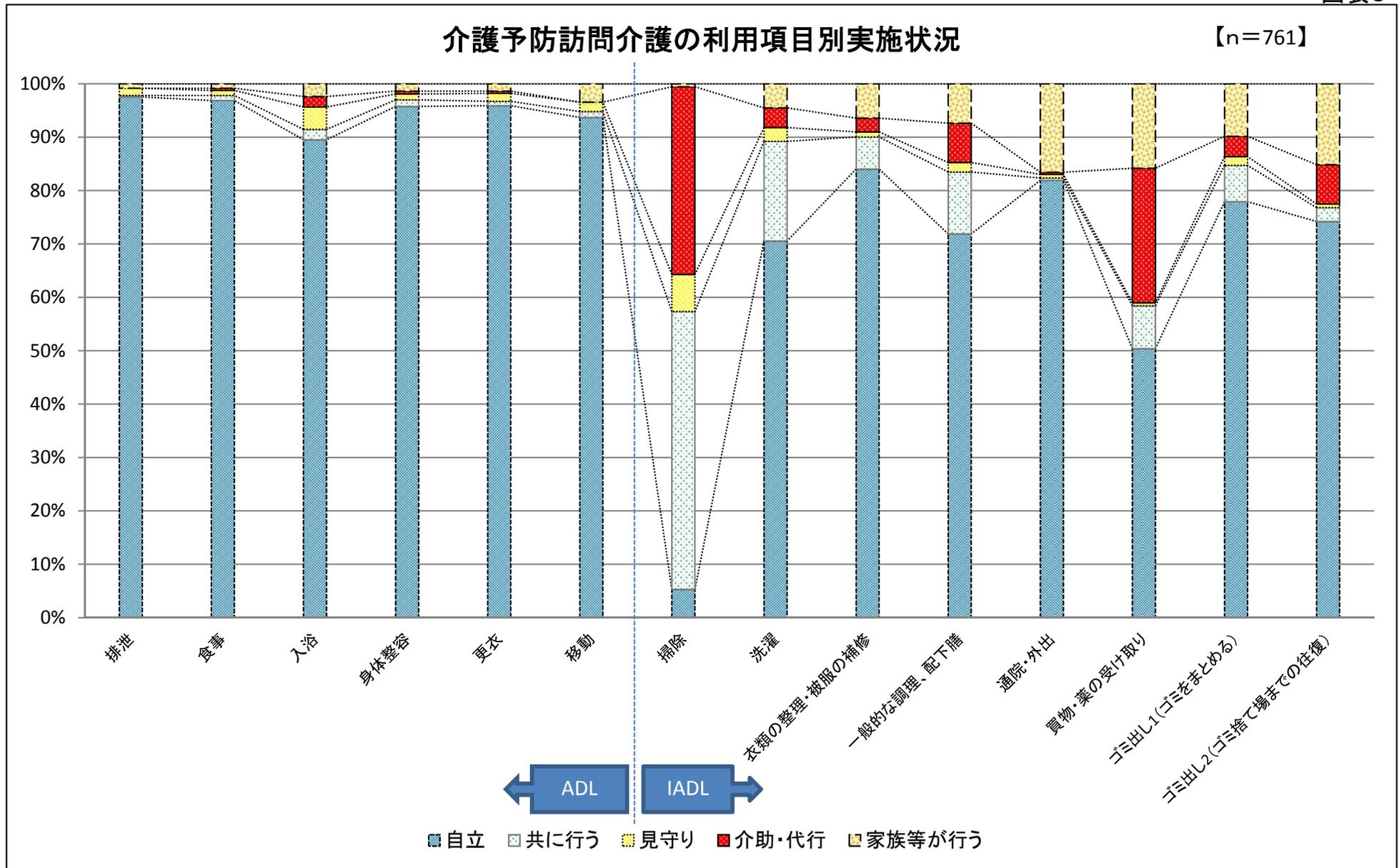
の3種類がある。

生活
援助

(3) 介護予防訪問介護利用者のIADLについて

○介護予防訪問介護利用者のIADL部分に着目すると、掃除・洗濯等の割合が低い傾向にあり、介護予防訪問介護の生活援助の部分が特に必要となっている。

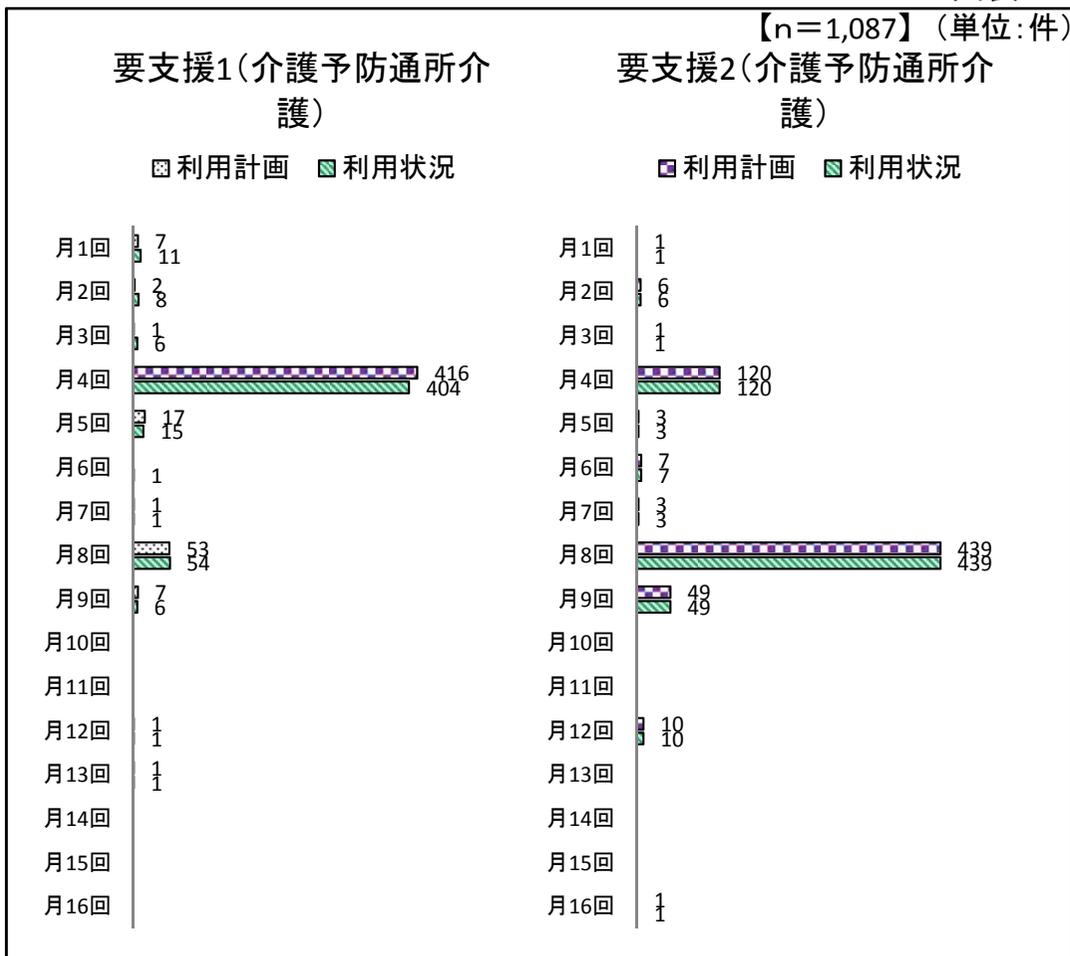
図表3



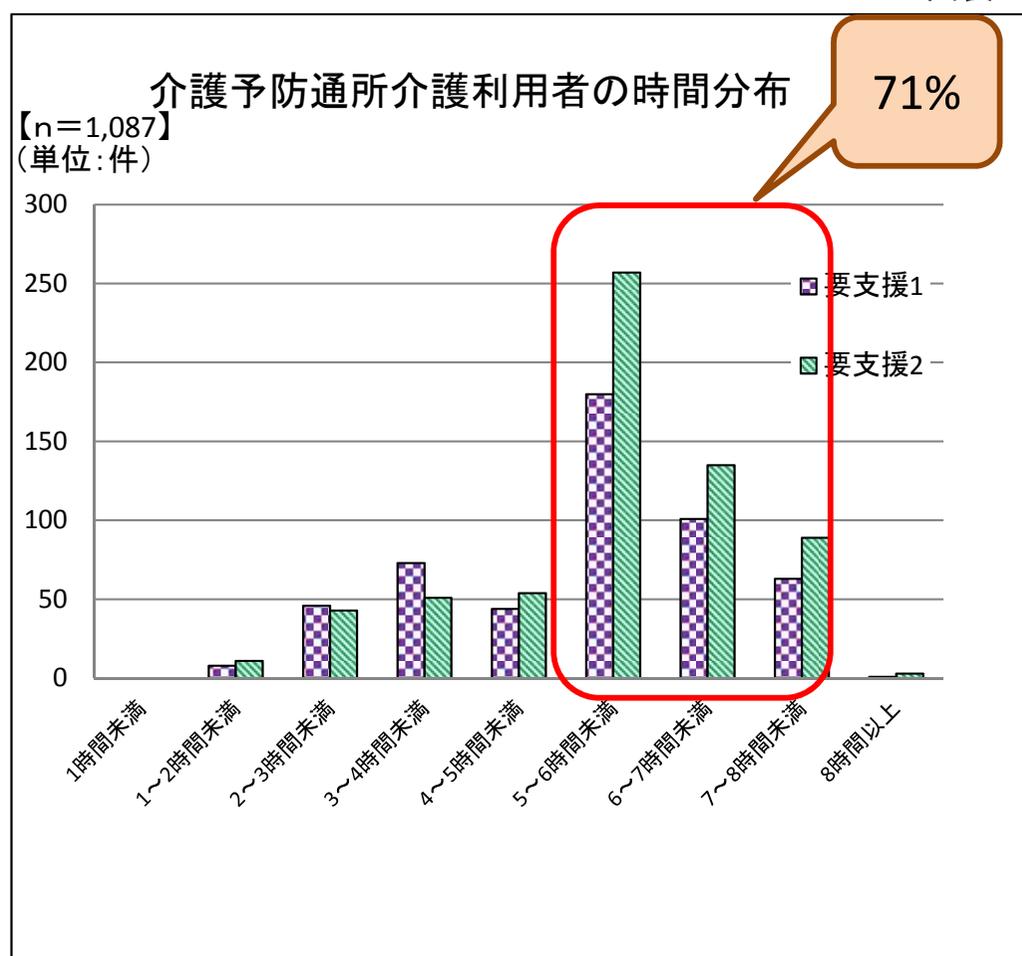
(4) 介護予防通所介護利用者の利用時間等について

○介護予防通所介護利用者のサービス利用時間については、5時間以上8時間未満の者が71%となっている。

図表4

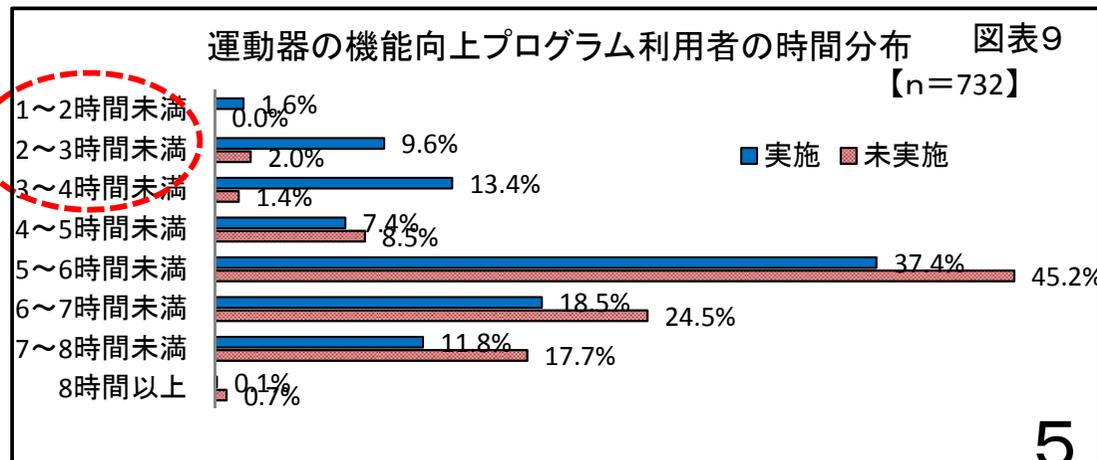
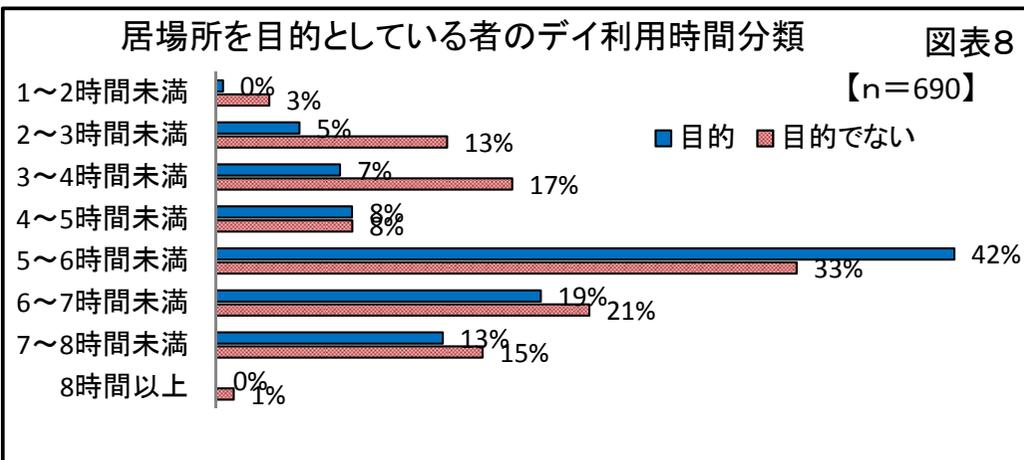
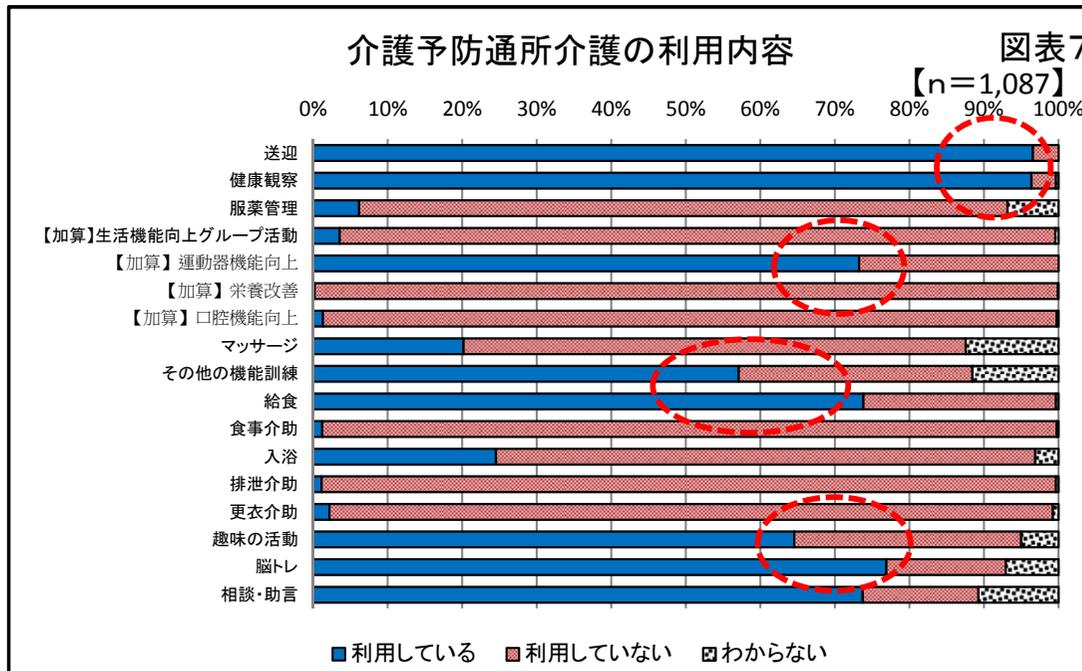
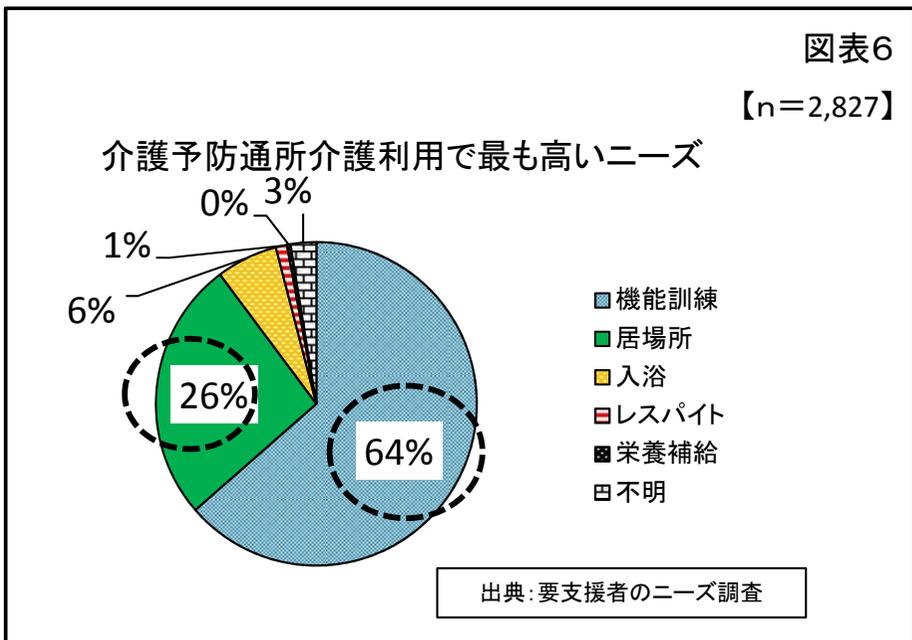


図表5



(5) 介護予防通所介護の利用内容等

- 介護予防通所介護で最も高いニーズは、「機能訓練」で64%を占める。また、「居場所」も26パーセントある。
- 利用内容は、「送迎」、「健康観察」、「運動機能向上プログラム」、「その他の機能訓練」、「給食」等が多い。
- 短時間の機能訓練も一定程度利用の実態がある。



(6) 地域の通いの場の状況

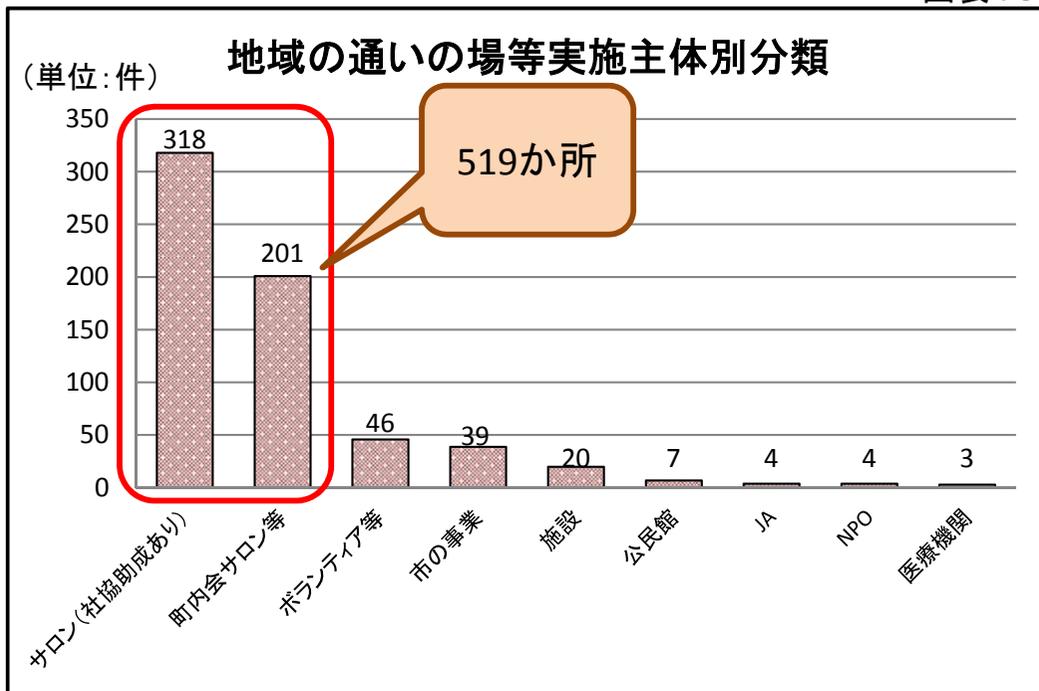
○地域の通いの場とは、地域に開かれた場であり、介護予防、閉じこもり、健康づくりのため集会所などで、地域住民が運営する地域住民の集う場である。

○1,724町内会のうち、主にその町内の方が利用する場として町内単位で実施されているのは、サロン(社協助成あり)と町内会サロン等を合わせて519か所(30%)である。

○介護予防、閉じこもり予防等のためには週1回以上※の開催が望ましいが、図表11から地域の通いの場等の現状は、月1回以下の開催が464か所(72%)を占める。

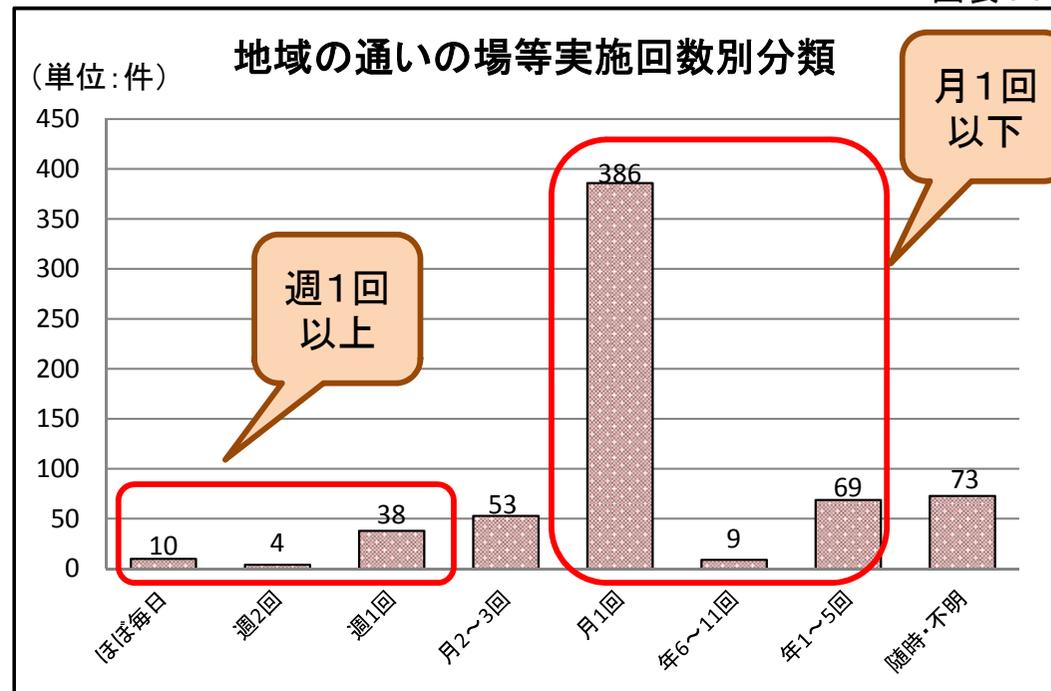
※図表11から、地域の通いの場等で週1回以上開催しているところは、52か所で全体の8%しかない。

図表10



出典:岡山市社会資源調査

図表11



出典:岡山市社会資源調査

2 地域包括支援センター職員 アンケート調査報告

H27.10作成

調査目的・・・介護予防訪問介護、介護予防通所介護について、地域包括支援センター職員が日頃感じている課題を把握し分析することにより、要支援者の状態像等に応じた支援のあり方を探るために行うもの。

調査方法・・・岡山市地域包括支援センターへのアンケート調査

調査対象・・・岡山市地域包括支援センター職員(6か所 130人)

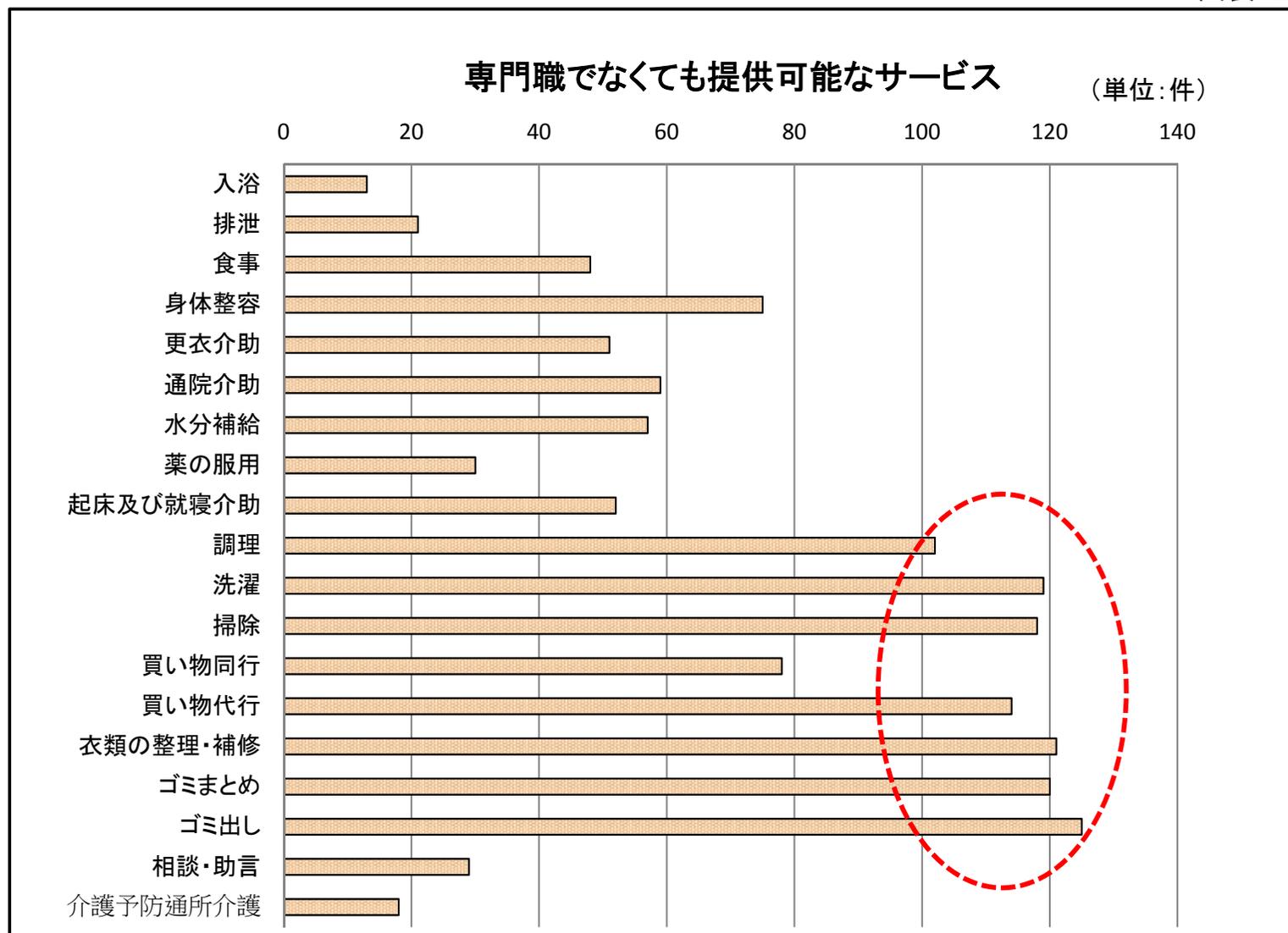
調査期間・・・平成27年6月～7月

集計対象・・・130件

(1) 地域包括支援センター職員が考える専門職でなくても提供可能なサービス

○調理、洗濯、掃除等のサービスは、介護サービス事業所の職員でなくても提供可能と答えた割合が高かった。

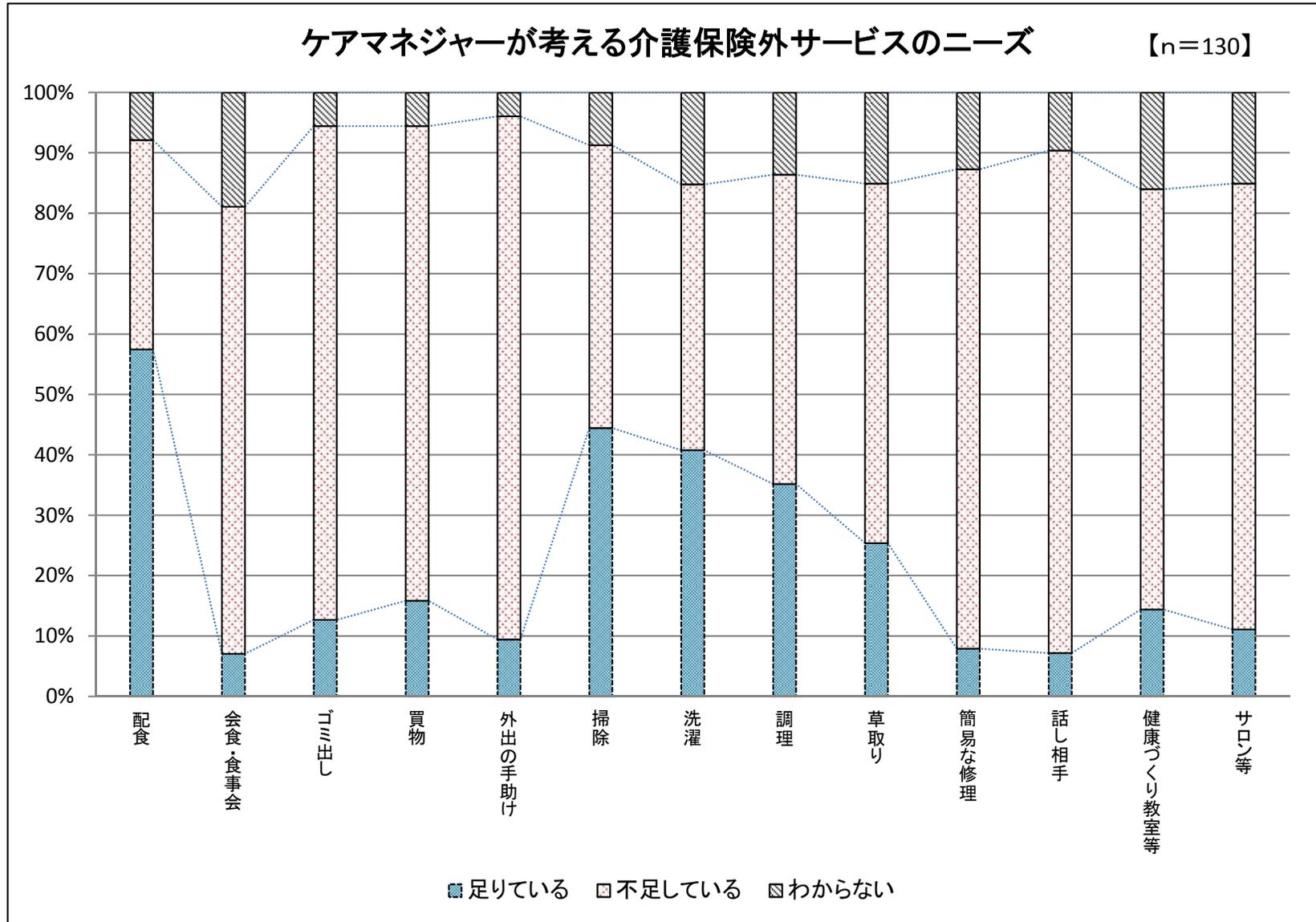
図表12



(2) 地域包括支援センターの職員が考える介護保険外サービスの充足感

○プラン作成者へのアンケート調査では、ゴミ出し、買物、話相手、簡易な修理のニーズへの不足感が高いという結果となった。

図表13



3 保健センター・介護予防センターによる 訪問相談支援

介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

訪問型サービスC

現 状

○保健センター(直営)

- ・基本チェックリスト該当項目にかかわらず、うつを含めた精神障害等の困難ケースに対し、地域包括支援センターからの相談により、地区担当保健師が訪問による相談支援を実施

○介護予防センター(委託)※

- ・二次予防事業を提供する中で、訪問支援が必要な方に対し、地域包括支援センターとともに訪問による相談支援を実施

※介護予防センター:平成24年6月に岡山市ふれあい公社内に設置。介護予防を推進のために、保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、介護福祉士が、市内3事業所を拠点に活動しています。

課 題

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援認定を受けた者、基本チェックリスト該当者とされているが、基本チェックリストでは「うつ」「閉じこもり」等、単独の項目該当でも事業対象者になることとなった。

特徴

- ア. 自らサービス利用につながる事が困難
- イ. 対人関係性が持ちにくく、「通所」サービスにつながりにくい
- ウ. 適切な支援が得られず、要支援・要介護状態に移行しやすい

*「要支援」の方には訪問看護・リハビリ等の予防給付があるが、事業対象者が利用できる専門職による訪問系サービスがない

対 策 保健センターと介護予防センターによる訪問型サービスC

【対象者及び実施機関】

- 「閉じこもり」+「うつ」+「運動機能」該当 ⇒ 保健センターによる訪問支援(直営)
- 「閉じこもり」+「運動機能」該当 ⇒ 介護予防センターによる訪問支援(委託)

【支援内容】

短期集中的(3~6か月)に居宅を訪問し、心身の状態像にあった相談支援を行う。
地域の社会資源へのつなぎを支援し、介護予防、重症化予防を図る。